

亀岡市 子どもの貧困対策推進プラン

～ 子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか ～



令和4年3月
亀岡市

は じ め に

近年、子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や少子化が進み大きく変化しています。

国が発表した「国民生活基礎調査」による子どもの貧困率は、平成30年に13.5%と、約7人に1人の子どもが貧困状態にあり、「子どもの貧困」が大きな社会問題となっています。



亀岡市では、「子どもの生活状況調査」を行い、その結果を基に子どもの貧困対策の基本的な計画となる「亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」を策定しました。

本プランは、「子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか」を基本理念に掲げ、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指すこととしています。

今後、本プランのもと、全ての子どもとそこご家族を社会全体で支えるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました亀岡市子どもの貧困対策会議委員の皆様をはじめ、関係団体並びに市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	子どもの貧困対策に関する国の動向	1
3	子どもの貧困対策に関する府の動向	2
4	国際社会との協調	2
5	計画の基本的な考え方	3
6	子どもの貧困の捉え方	4
7	計画の位置付け	4
8	計画の期間と対象	5
第2章	亀岡市の子どもと家庭の状況	6
1	統計データからみえる子どもと家庭の状況	6
2	子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況	11
3	亀岡市の子どもの貧困対策に取り組む上での課題	21
4	調査結果からの今後の方向性	22
第3章	計画の基本理念、基本目標	23
1	基本理念	23
2	基本目標	23
3	施策の体系	26
第4章	施策の展開	28
1	4つの基本目標	28
2	4つの基本目標に基づく施策の推進	29
	（1）子どもたちの学びを応援	29
	（2）子どもたちの生活の安定を応援	32
	（3）保護者の生活を応援	35
	（4）地域ぐるみでの応援	39
3	目標指標	40
4	子供の貧困に関する指標比較表	42
第5章	資料編	45
1	用語説明	45
2	亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱	50
3	亀岡市子どもの貧困対策会議 委員名簿	51
4	計画策定の経緯	52

本計画では、「子ども」という標記を用いていますが、法律や固有の名称などにより、「子供」や「こども」を用いる場合があります。



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と平成27年の13.9%に比べて減少しているものの、子どもの約7人に1人が貧困状態にあります。また、平成30年度の大人が1人の世帯の子どもの貧困層は48.1%と、平成27年に比べ改善していますが、依然として約半数が貧困状態にあります。

また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

2 子どもの貧困対策に関する国の動向

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

3 子どもの貧困対策に関する府の動向

京都府においては、平成26年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「京都府子どもの貧困対策推進計画」を全国に先駆けて策定し、令和2年3月には同計画を改定し、令和2年4月～令和7年3月までの5年間の「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されことなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「連携推進体制の構築」「ライフステージに応じた子どもへの支援」「経済的支援」「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を重点施策として、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を推進しています。

4 国際社会との協調

子どもの基本的人権を国際的に保護するために定められた「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、平成元（1989）年の第44回国連総会で採択され、平成2（1990）年に発効されました。

本計画は、国際社会の一員として、こうした子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障していくことに資するものです。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

本市は、令和2（2020）年度、優れたSDGsの取組を提案する都市である「SDGs未来都市」として国から選定されています。本計画でもSDGsの達成に向け、主に次のゴールに取り組んでいきます。

目標1（貧困）あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標2（飢餓）飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標3（保健）あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標4（教育）すべての人に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5（ジェンダー）ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標8（成長・雇用）すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

目標10（不平等）国内および国間の不平等を是正する

目標11（都市）都市と人間の居住地を包括的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

目標16（平和）持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

目標17（目標達成）持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



5 計画の基本的な考え方

本市では、平成30年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にする考え方が本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざしています。

本市では、要保護児童・生徒数（※1）は、減少傾向にあるものの、児童虐待通報件数は増加傾向であるなど、日常生活に困難を抱える子どもがいる状況となっています。

また、今回実施した子どもの生活状況調査から、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係していることが調査結果から見て取れます。

今般の国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」、「亀岡市子どもの生活状況調査」を踏まえ、亀岡市に住むすべての子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定しました。

※1 生活保護制度で教育扶助を受けている世帯の児童・生徒

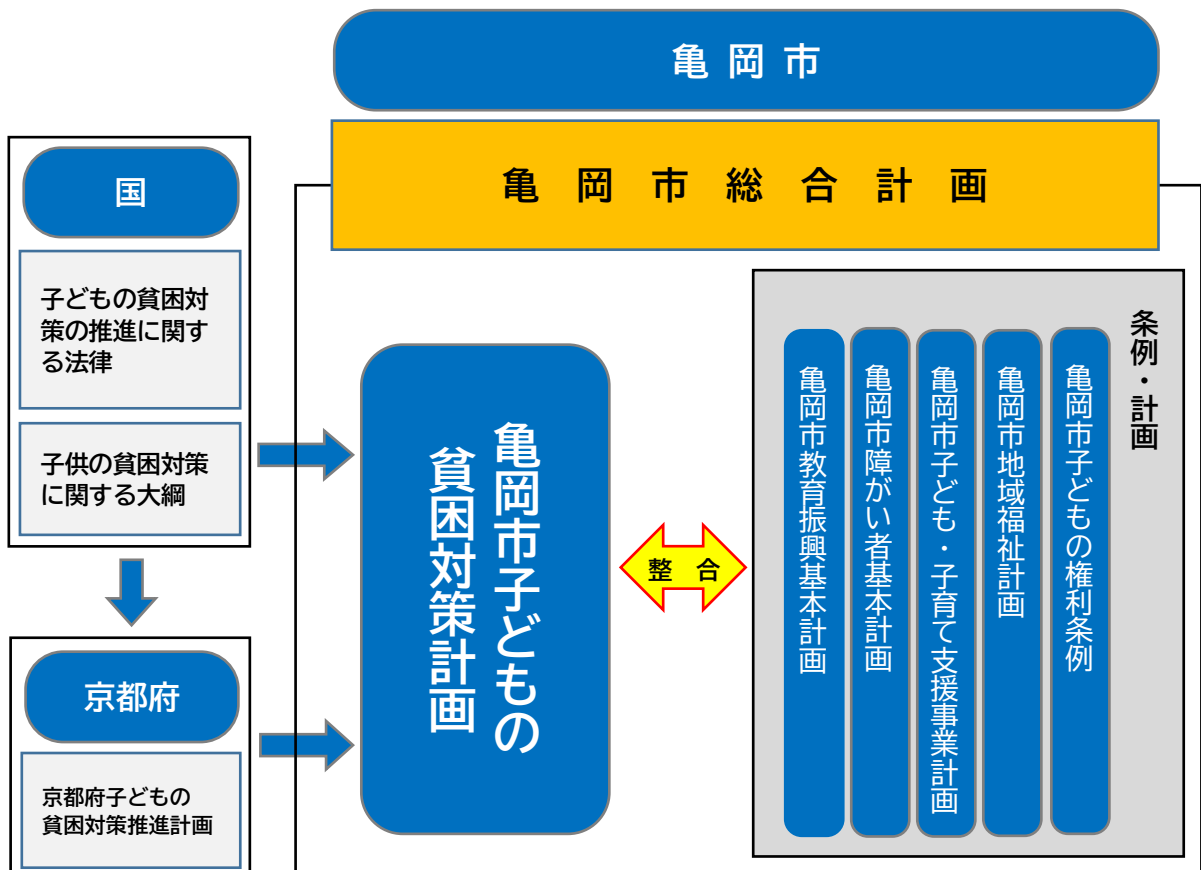
6 子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

7 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、亀岡市子どもの権利条例を踏まえて、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



8 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
亀岡市				亀岡市子どもの貧困対策計画（4年間）			
京都府		京都府子どもの貧困対策推進計画（5年間）					
国	子供の貧困対策に関する大綱（5年間）						



第2章

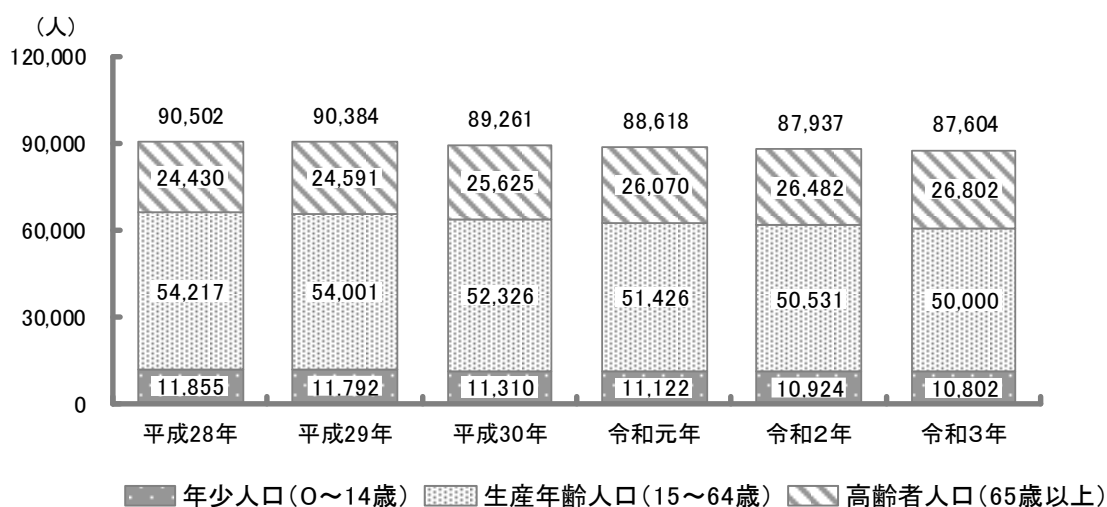
亀岡市の子どもと家庭の状況

1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成28年以降減少し続けています。

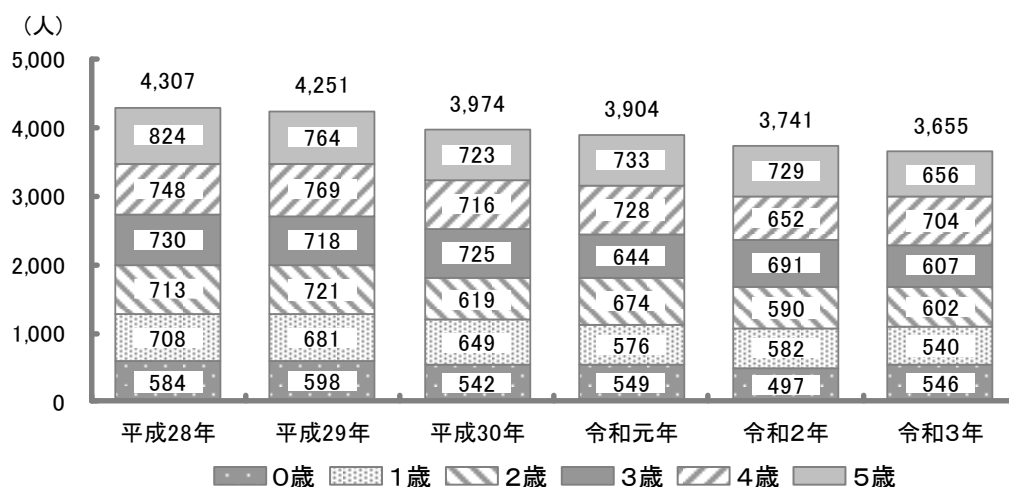
年少人口は、年々減少しており、令和3年で10,802人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

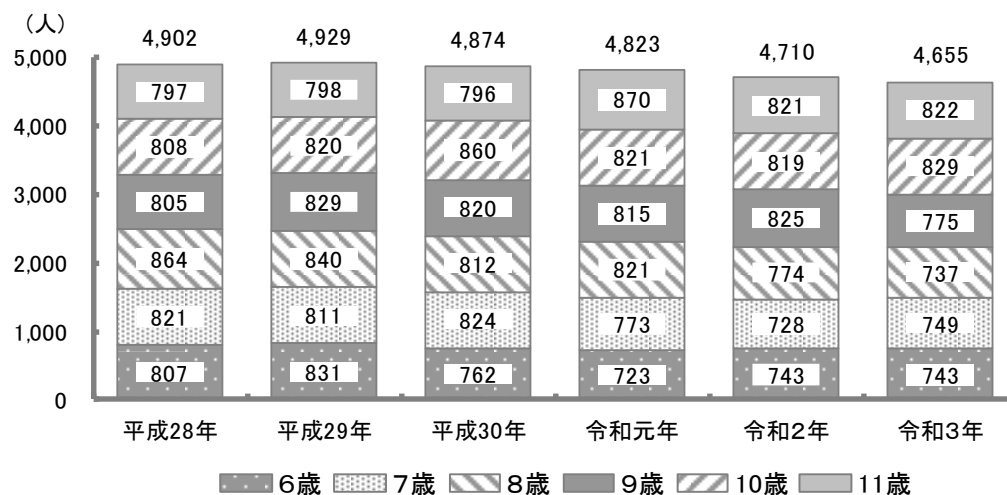
本市の年齢別就学前児童数は、年々減少しており、令和3年で3,655人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 年齢別就学児童数の推移

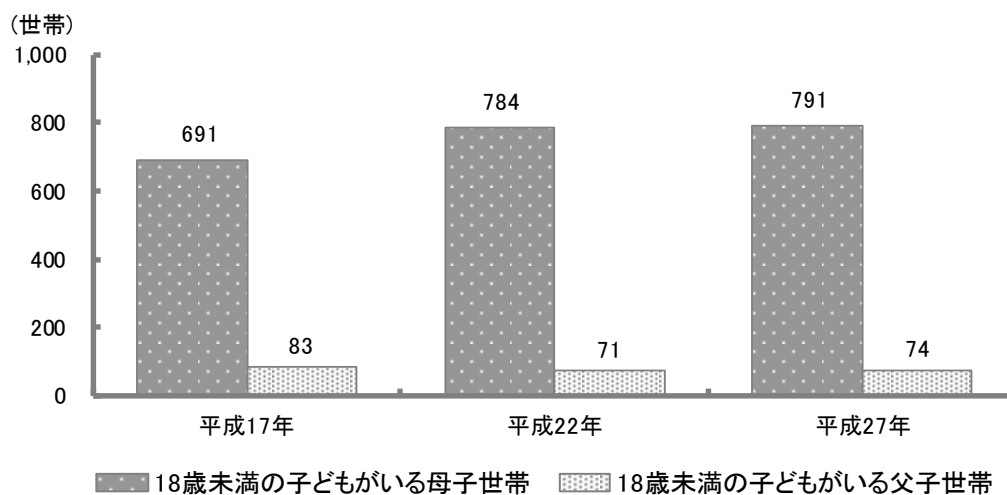
本市の年齢別就学児童数は、年々減少しており、令和3年で4,655人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) ひとり親世帯の推移

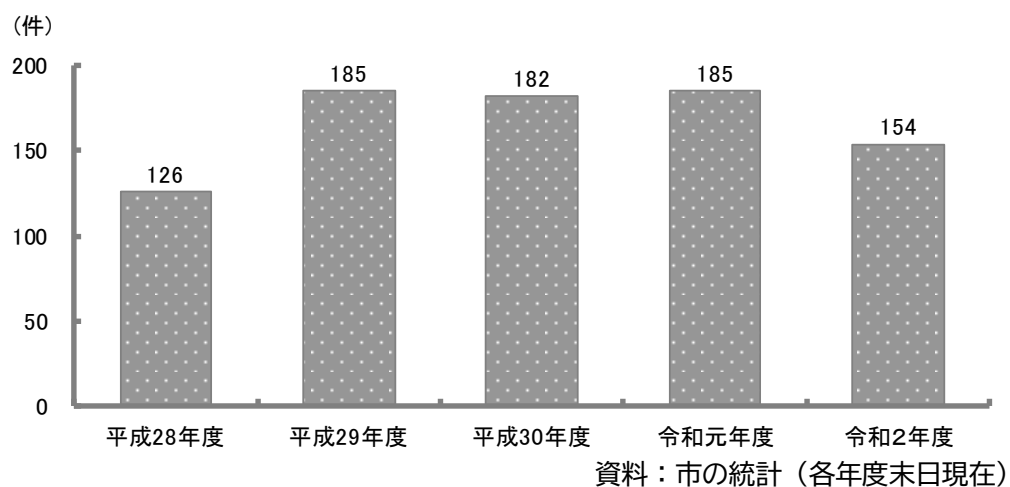
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、年々増加しており、平成27年で791世帯となっています。18歳未満の子どもがいる父子世帯数は、70から80世帯代で推移しています。



資料：国勢調査

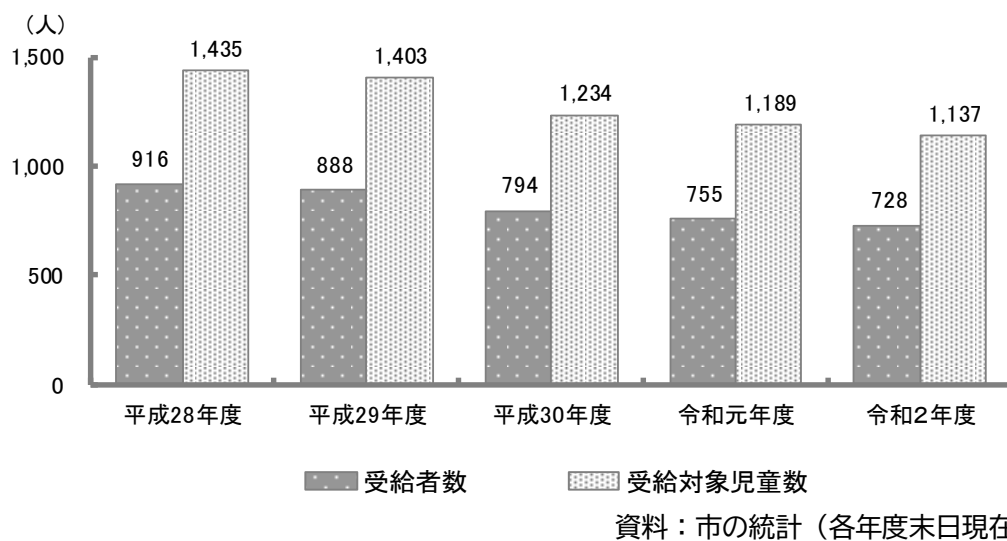
(5) 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は、平成29年以降横ばいとなっていました。令和2年度で減少に転じ、154件となっています。



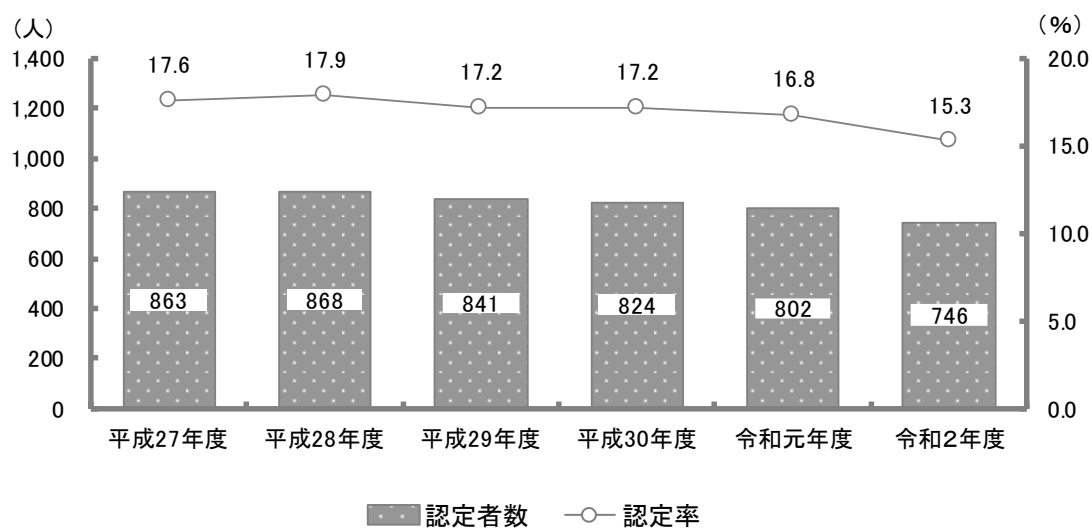
(6) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少しており、令和2年度では、受給者数728人、受給対象児童数1,137人となっています。



（７）就学援助認定者数（小学生）の推移

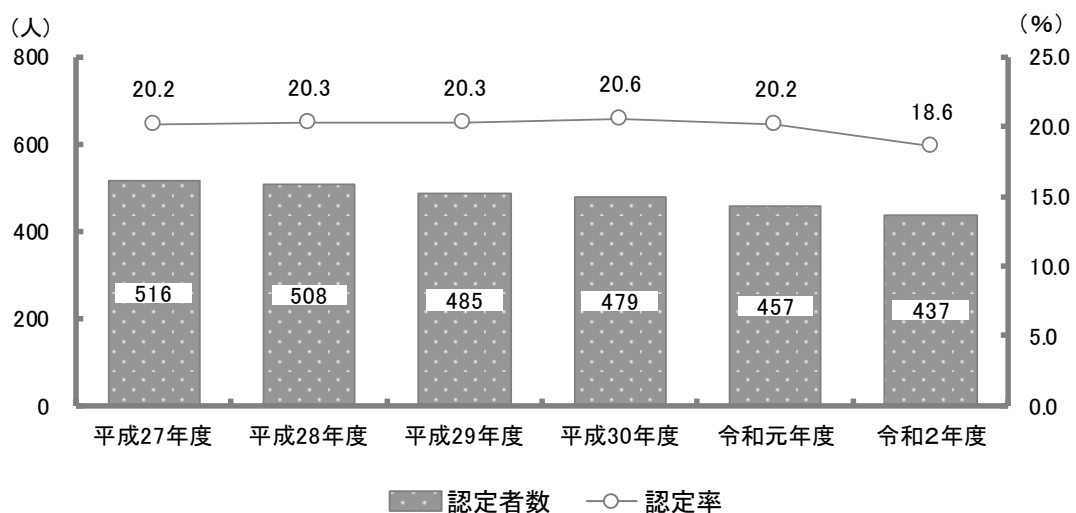
本市の就学援助認定者数（小学生）は、年々減少しており、令和2年度で746人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

（８）就学援助認定者数（中学生）の推移

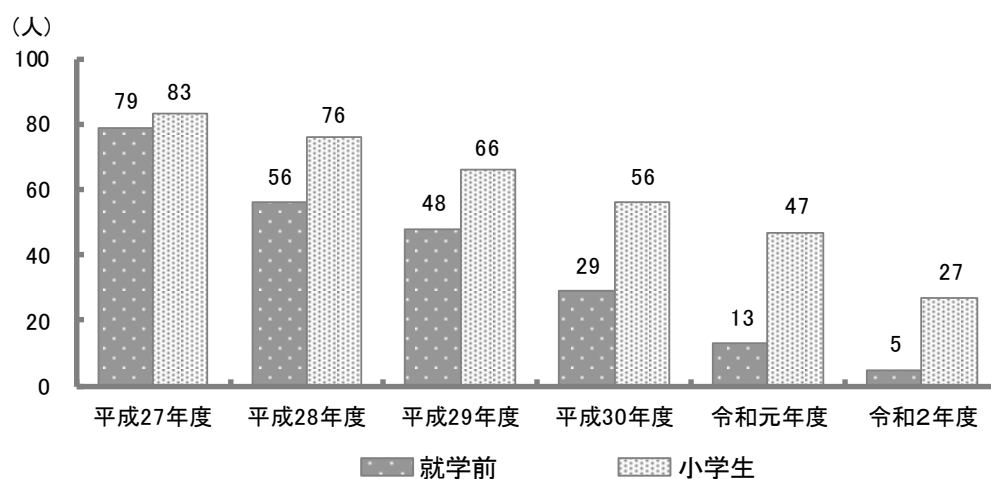
本市の就学援助認定者数（中学生）は、年々減少しており、令和2年度で437人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(9) 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童・生徒数(※1)は、ともに年々減少しており、令和2年度で就学前5人、小学生27人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

※1 生活保護制度で教育扶助を受けている世帯の児童・生徒



2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況

(1) 調査の目的

本調査では、今後の子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、市内の小中学校と連携して、市全体の子どもの生活状況や学習環境などについて調査しました。

(2) 調査の概要

	配 布 数	回答数	回答率
保護者	1,537 通	1,389 通	90.30%
児童・生徒	1,537 通	1,322 通	86.01%

調 査 対 象 者	小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者
調 査 方 法	無記名による、学校を通じた配布・回収
調 査 時 期	令和2年8月18日(火)～8月28日(金)
集 計 方 法	保護者の経済状況や生活実態に着目して、「生活困窮層」、「周辺層」、「生活困難層」、「非生活困難層」に分類し、児童・生徒や保護者の生活状況について、4つの分類に集計を行い、比較・分析を行いました。



(3) 主な調査結果

①生活困難層と非生活困難層の分類

亀岡市は、子どもの生活状況調査において、1) 低所得、2) 家計の逼迫、3) 子どもの体験や所有物の欠如といった3つの要素に該当する状況によって分類を行いました。

要素1) 「低所得」

家族全員の収入を世帯員数の平方根で割った額が中央値（真ん中の順位の人の収入額）の半分（137.5万円）に満たない世帯としています。

要素2) 「家計の逼迫」

「家計の逼迫」とは、公共料金の滞納、食料・衣類を買えなかったことがある世帯としています。

要素3) 「子どもの体験や所有物の欠如」

「子どもの体験や所有物の欠如」とは、子どもの体験や所有物の欠如している世帯としています。

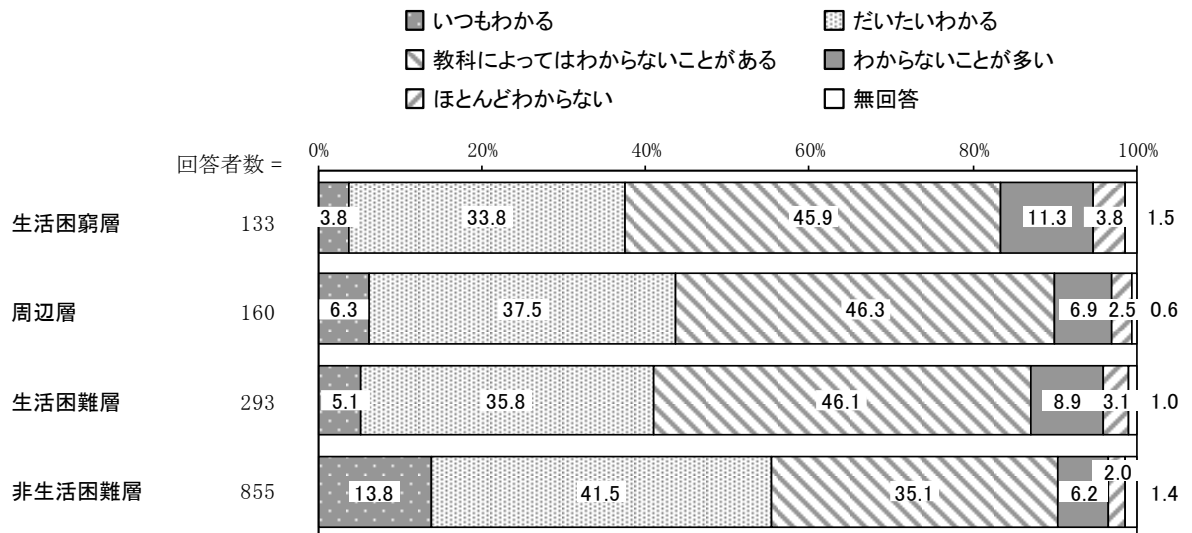
	① 生活困窮層	2つ以上の要素に該当	11.5%
	② 周辺層	いずれか1つの要素に該当	14.1%
③ 生活困難層	生活困窮層① + 周辺層②		25.6%
④ 非生活困難層	いずれの要素にも該当しない場合		74.4%

①「生活困窮層」は、複合的な要素により、生活困窮状態に陥っている世帯。また、②「周辺層」は、生活困窮とまではいかないが、何かしら生活に困っている世帯であり、次に何か生活に困窮する事象が発生した場合、①「生活困窮層」に陥るリスクを抱えている世帯と定義します。また、①と②を合わせて③「生活困難層」としています。

②子どもの学び

○学校の授業の理解度

授業が分からないと感じる子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



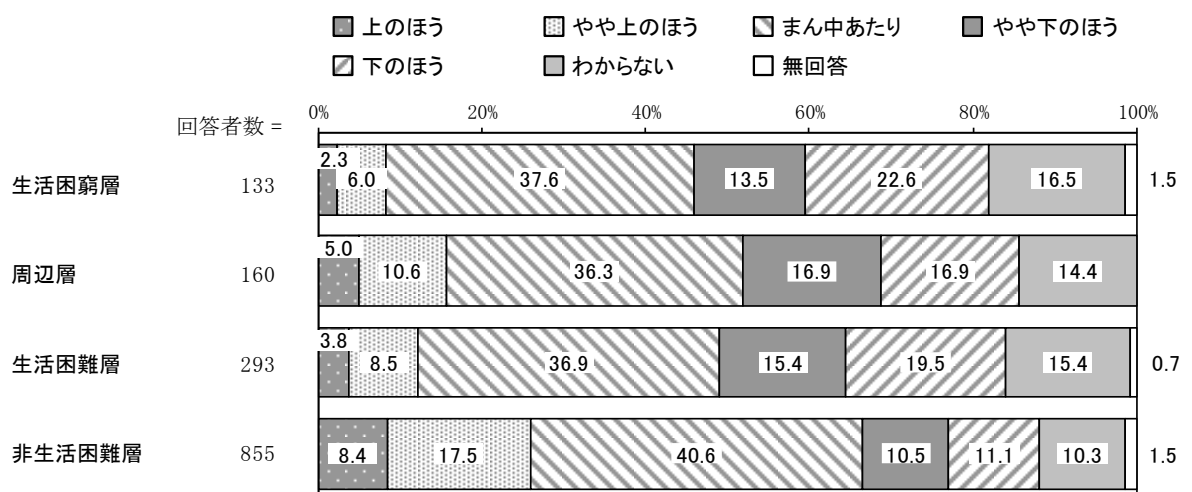
【数値の集計】

- ・教科によってはわからないことがある
- ・わからないことが多い
- ・ほとんどわからない

- ・生活困窮層：61.0%
- ・周辺層：55.7%
- ・生活困難層：58.1%
- ・非生活困難層：43.3%

○自分自身によるクラスの中での成績評価

自分自身の評価が低いと感じている子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



【数値の集計】

- ・やや下のほう
- ・下のほう

- ・生活困窮層：36.1%
- ・周辺層：33.8%
- ・生活困難層：34.9%
- ・非生活困難層：21.6%

○学校の授業以外での勉強の状況

学校の授業以外での勉強の状況については、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。

区分	回答者数(件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
生活困窮層	133	67.7	16.5	7.5	—	0.8	35.3	18.8	6.8	14.3	3.8
周辺層	160	65.0	26.9	5.6	2.5	0.6	35.6	23.8	6.9	10.6	3.1
生活困難層	293	66.2	22.2	6.5	1.4	0.7	35.5	21.5	6.8	12.3	3.4
非生活困難層	855	72.5	34.3	4.7	1.3	0.1	42.0	21.6	7.4	4.7	2.1

・生活困窮層：14.3%

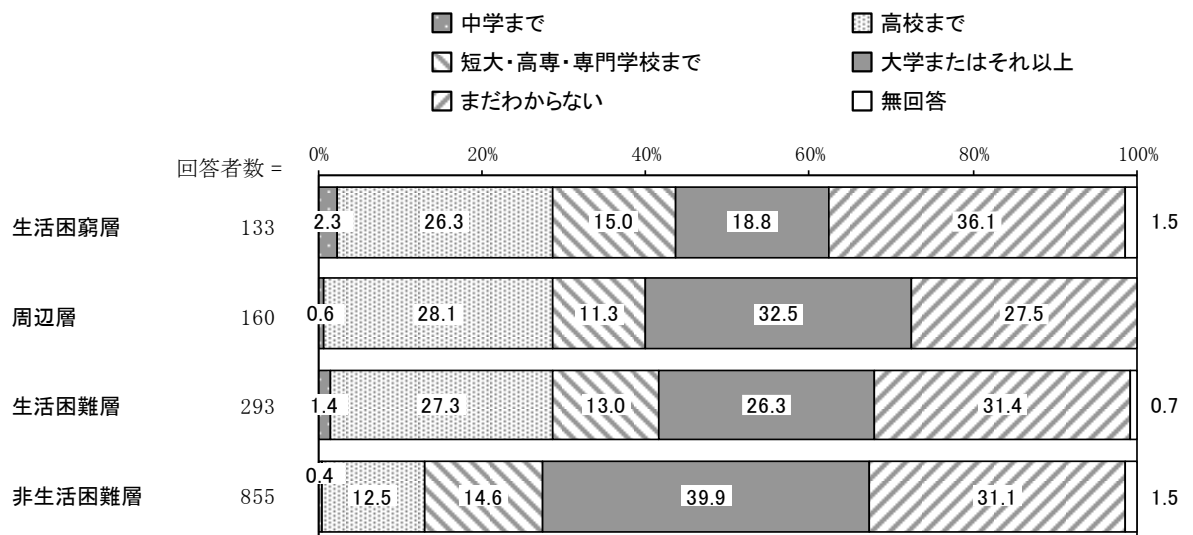
・周辺層：10.6%

・生活困難層：12.3%

・非生活困難層：4.7%

○将来の進学希望について

将来の進学については、「高校まで」の割合が非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



【数値の集計】

- ・中学まで
- ・高校まで

・生活困窮層：28.6%

・周辺層：28.7%

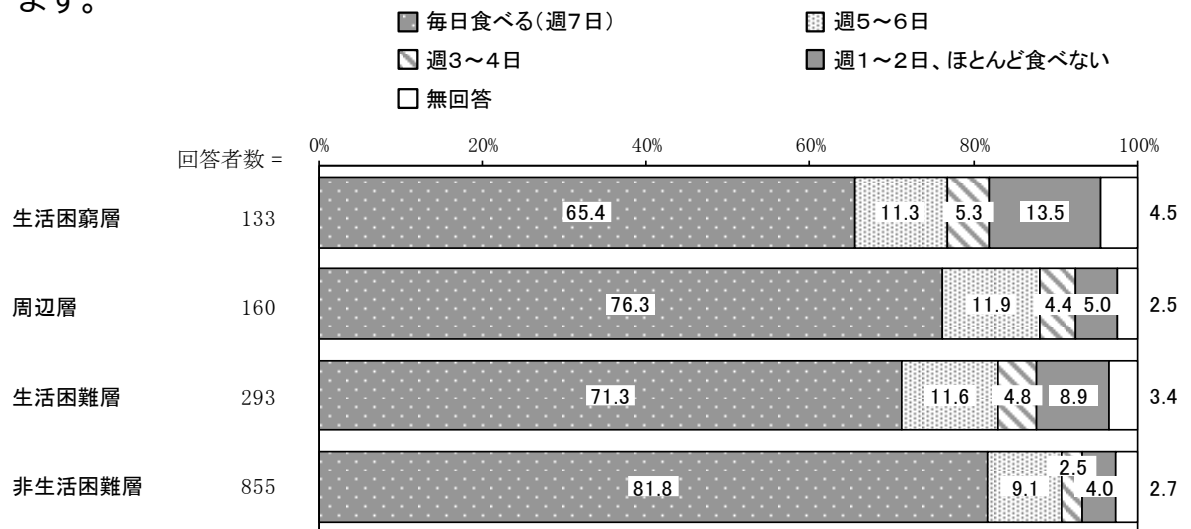
・生活困難層：28.7%

・非生活困難層：12.9%

③子どもの生活

○朝食をとる頻度

朝食を食べない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



【数値の集計】

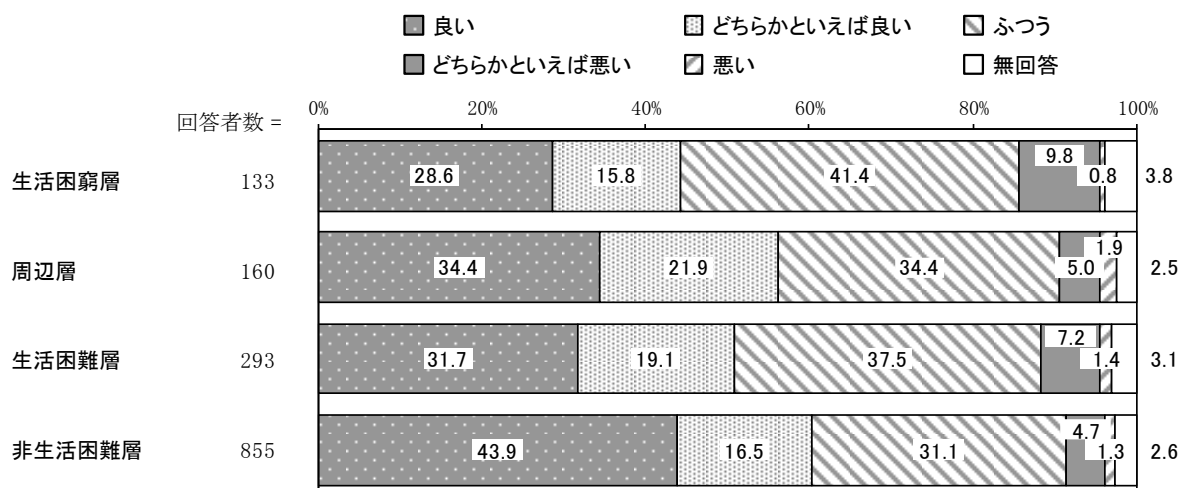
- ・週5~6日
- ・週3~4日
- ・週1~2日、ほとんど食べない

- ・生活困窮層：30.1%
- ・周辺層：21.3%
- ・生活困難層：25.3%
- ・非生活困難層：15.6%

④子どもの健康

○健康状態

自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



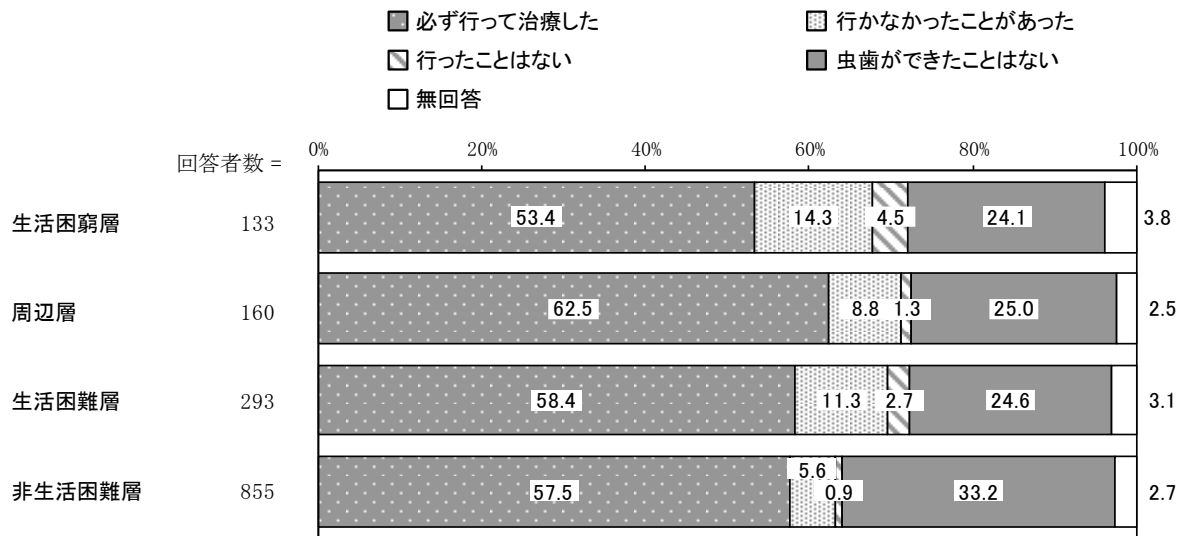
【数値の集計】

- ・どちらかといえば悪い
- ・悪い

- ・生活困窮層：10.6%
- ・周辺層：6.9%
- ・生活困難層：8.6%
- ・非生活困難層：6.0%

○むし歯ができた時の受診状況

むし歯ができた時に歯医者に「行かなかったことがあった」「行ったことはない」子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



【数値の集計】

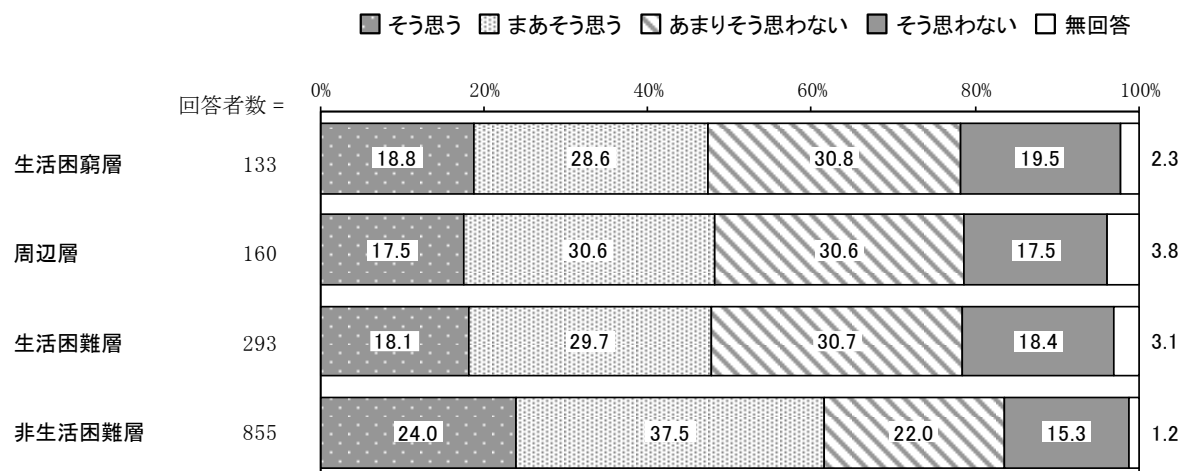
- ・行かなかったことがあった
- ・行ったことはない

- ・生活困窮層：18.8%
- ・周辺層：10.1%
- ・生活困難層：14.0%
- ・非生活困難層：6.5%

⑤子どもの自己肯定感や将来の夢

○自分のことが好きだと思うかどうか

自分のことを好きだと思わない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



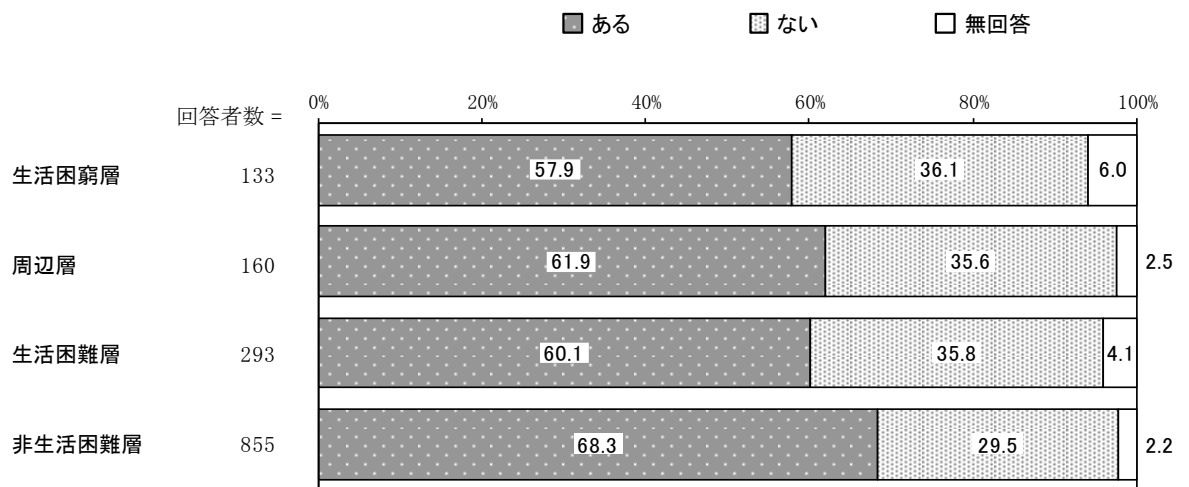
【数値の集計】

- ・あまりそう思わない
- ・そう思わない

- ・生活困窮層：50.3%
- ・周辺層：48.1%
- ・生活困難層：49.1%
- ・非生活困難層：37.3%

○将来の夢

将来の夢がない子どもは、非生活困難層に比べ生活困難層に多くなっています。



【数値の集計】

・ ない

・ 生活困窮層：36.1%

・ 周辺層：35.6%

・ 生活困難層：35.8%

・ 非生活困難層：29.5%



(4) 関係機関へのヒアリング調査の実施

保護者、児童・生徒への調査のほか、保護者や子どもの日常生活の現状や貧困の状態に置かれた子どもやその家族に対し必要な支援などを把握し、今後の効果的な支援のあり方について検討するため、市内の関係機関に対しヒアリングシートを配布し、調査を実施しました。

ヒアリング調査には、32の関係機関に協力をいただきました。

【ヒアリング団体】

スクールカウンセラー(SC)、まなび・生活アドバイザー(京都式SSW)、小学校、中学校、保育所・幼稚園、母子寡婦福祉会、民生委員児童委員協議会、子育て支援団体

【主な調査結果】

○貧困の状態にある家庭での子どもや保護者の状況

①子どもと保護者の関わり

- ・親子のコミュニケーション希薄。
- ・家計問題から親(母)の養育に余裕がなく、子どもとうまく関われない。
- ・関係は悪くないように思えるが、親の家族外でのつながりや、親族関係が希薄なことが多く、親子で互いに依存的になっていたりする。
- ・子どもが家事をやったり、親の機嫌をとったりなど、親と子が逆転している傾向がある。
- ・保護者が子どもに生活面で依存している。
- ・食事は買った惣菜やファストフードが多い。

②子どもの性格面・意識面の状況

- ・人と関わるのが苦手
- ・感情のコントロールや表現が苦手
- ・友達と外で遊ぶことが少ない。
- ・子どもはお母さんのこともわかっていて、自身の置かれている立場もよくわかっていた。
- ・大人の顔色をうかがう
- ・落ち着かない、自己中心的な一面がある。
- ・家庭の経済的な困窮状況について、子どもは敏感に感じ取っている。

③子どもの生活や学習の様子

- ・勉強に集中できない。
- ・衣食住が十分に整えられていない。
- ・学習の習慣が身につけられておらず、それが自信や意欲の少なさにつながっている。
- ・朝起きることができず遅刻が多い。高学年になるにつれて欠席が多く不登校に。
- ・生活習慣の乱れ、低学力。
- ・当たり前の友人関係が築きにくいように思う。

④子どもの自己肯定感について

- ・自己肯定感は低い。
- ・自分のことを話すことはほとんどない。
- ・進路や将来への不安、集団に入れない。
- ・将来については不安もあるが、夢を持っている子もあり。
- ・いつも周りに対してビクビクしている。
- ・夢は持っているが、高学年になるにつれ、自分のこと、周りのことが見えるようになる。

○貧困の状態に置かれた子どもは、どのような面で貧困を抱えているか

「こころの状態の安定性、心身の健康」「健全な生活習慣、食習慣」の割合が最も高くなっています。

	回答数 (件)	割合 (%)
回答数	28	100.0
1. こころの状態の安定性、心身の健康	10	35.7
2. 健全な生活習慣、食習慣	10	35.7
3. 自己肯定感	8	28.6
4. 読み書き、計算などの基礎的な学力	4	14.3
5. 生活自立能力	1	3.6
6. 意欲、チャレンジ精神	2	7.1
7. 他者への共感性	1	3.6
8. 適切な自尊心	5	17.9
9. 認知（ものの見方、考え方、価値観）	3	10.7
10. コミュニケーション能力	1	3.6
11. 家族への信頼感	4	14.3
12. 社会への信頼感	4	14.3
13. 周囲からの評価への適正な反応	0	0.0
14. 同世代への信頼感	0	0.0
15. 周囲の多世代の人と関わること	0	0.0
16. 同世代との交友関係	1	3.6
17. 積極的に取り組む姿勢	1	3.6
18. 自己表現力	0	0.0
19. その他	0	0.0

○保護者の生活状況や人生経験が、今後の子どもの生活や将来に影響があるか
「ある」の割合が71.4%となっています。

	回答数 (件)	割合 (%)
回答数	28	100.0
1. ある	20	71.4
2. ない	0	0.0
無回答	8	28.6

【あると感じたとき】

- ・親が子どもの時、虐待に近い環境で育つと、自分が子育てをするときに、その環境しか知らないので虐待（負の連鎖）をしてしまう傾向がある。
- ・子ども自身が進路選択を狭めたり、諦めたりしてしまう時
- ・進学や将来的に就職を見据えて話をする場合
- ・暴力を受けた子は、自分が悪いと自分を責める。そして、暴力を肯定するようになる。

○貧困の状態に置かれた子どもやその家族への必要な支援

「保護者の自立支援」の割合が最も高く、次いで「幼児期から大学までの各教育過程における経済的支援」、「子どもへの食育の推進や食事・栄養状態の確保」、「学校教育による学力保障」、「保護者の就労機会の確保等、就労に関する支援」となっています。

	回答数 (件)	割合 (%)
回答数	28	100.0
1. 保護者の自立支援	17	60.7
2. 子どもへの食育の推進や食事・栄養状態の確保	9	32.1
3. 学校教育による学力保障	9	32.1
4. 幼児期から大学までの各教育過程における経済的支援	12	42.9
5. 保護者の就労機会の確保等、就労に関する支援	9	32.1
6. ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援（子ども食堂等）	8	28.6
7. 特別支援教育に関する支援の充実	4	14.3
8. 学校外の地域等における学習支援	6	21.4
9. 多様な体験活動の機会の提供	2	7.1
10. 養育費の確保に関する支援	5	17.9
11. 保護者の学び直しの支援	2	7.1
12. ひとり親家庭の子どもや高校中退者等に対する就労支援	2	7.1
13. 高等学校等における就学継続のための支援	2	7.1
14. 保育等の確保	3	10.7
15. 保護者の健康確保	4	14.3
16. 住宅支援	2	7.1
17. その他	1	3.6
無回答	8	28.6

3 亀岡市の子どもの貧困対策に取り組む上での課題

(1) 子どもの学びについての現状と課題

学校の授業についての理解度は、生活困難層で「いつもわかる」、「だいたいわかる」の割合が低くなっています。

また、生活困難層で、学校の授業以外で勉強はしない割合が高くなっており、将来の進学についても「高校まで」の割合が高くなっています。

子どもの学びについては、生活困難層と、非生活困難層では、大きな差が見られることから、『学習支援』を行っていくことが重要であることがうかがえます。

(2) 子どもの生活と健康についての現状と課題

子どもが朝食を食べない割合や自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもの割合、むし歯が出来た時に歯医者に行かない割合において、生活困難層と非生活困難層では、差が見られました。

このような課題に対応するためには、子どもに対する学習面の支援だけでなく、『子どもの生活と健康に関する支援』も行っていくことが重要です。

また、子どもの生活の安定を図るために保護者への適切なサポートを行うことも重要となります。

(3) 子どもの自己肯定感や将来の夢についての現状と課題

生活困難層では、「自分のことが好きだと思う」や「自分の将来の夢がある」などの割合が低くなっており、自己肯定感が低いことがうかがえます。

貧困によって、自分には価値がないと考えてしまい、将来への夢や希望を失ってしまう原因になることにもつながります。様々な社会的視野を広げるための体験や機会をサポートすることが必要です。また、親との関わりの機会を増やし、『子どもの自己肯定感』を高めていくことが重要となります。

(4) 保護者の生活状況についての現状と課題

関係機関へヒアリング調査の結果、貧困の状態に置かれた子どもやその家族への必要な支援の回答の中で、「保護者の自立支援」の割合が最も高く、次いで「保護者の就労機会の確保等、就労に関する支援」などが続きます。

働きたくても働けない保護者が就労するためには、生活の不安を解消し、日常生活の安定にどのようにつなげていくのが重要になります。

4 調査結果からの今後の方向性

○家庭が貧困等の困難な環境にあると、子どもに様々な負荷がかかりやすくなります。また、その子どもが置かれている環境次第で、保護者以外の他者とのつながりが希薄になるとともに、その子どもが、大人になった時に、同じ環境や生活状況に陥る、貧困の連鎖を招く恐れがあります。

課題を有する子どもと家庭を早期に発見し、すべての子どもや保護者に寄り添うとともに、子どもや保護者など誰一人取り残すことのない支援を提供しながら、継続的に見守っていくことのできる体制づくりの強化が必要です。

また、子どもの貧困問題などをその家庭のみの問題とすることなく、行政・民間・市民が一体となって、社会全体で支援を行います。

○経済的・文化的・社会的・歴史的に困難な環境に置かれている子どもは、周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境が阻害されていることがあるため、学校で子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくことを基本としつつ、放課後児童会や学校以外での学習支援の取組み、生活の支援のための取組みの充実・強化が必要です。

○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人ひとりの豊かな人生の実現にもつながります。

「子供の貧困対策に関する大綱」及び「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子どもの貧困対策を推進していくことが必要です。

○児童虐待、いじめ、貧困の問題など児童生徒を取り巻く様々な課題に対する早期発見・早期対応を行うとともに、子どもの最善の利益のために、学校において、「まなび・生活アドバイザー（京都式スクール・ソーシャル・ワーカー）」による全ての児童生徒を対象とした、気になる事例を早期にスクリーニングし、重大事案に至ることを防ぐための取組みを行っていくことが必要です。

○子どもの健全な成長を促すため、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活指導などを通じて子どもの孤立防止と見守りを行うことにより、子どもや保護者を支援することが必要です。



計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。その子どもたちが健やかに育つとともに、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

しかし、子どもたちの未来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくなく、亀岡市においても生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、保護者の貧困が子どもの育ちに大きく関係し、貧困の連鎖も見受けられます。

本計画では、亀岡市に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、次の理念を掲げます。

【基本理念】

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

2 基本目標

基本理念である「子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか」を実現していくため、「教育の支援」、「生活安定の支援」、「保護者の就労の支援及び経済的支援」、「地域ぐるみの支援」を柱として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

(1) 子どもたちの学びを応援（教育の支援）

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来の夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などをつちかうことが必要です。

これらを踏まえ、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習

の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

（２）子どもたちの生活の安定を応援（生活安定の支援）

子育て家庭が、妊娠・出産、子育て期を通じて、適切な助言やサービスを受けることができ、子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう切れ目のない支援が必要です。

これらを踏まえ、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど、適宜関係機関と連携し、生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

（３）保護者の生活を応援（保護者の就労の支援及び経済的支援）

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であるだけでなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められています。

また、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を支援していく必要があり、経済的支援に関する施策については、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。

これらを踏まえ、保護者に対する職業訓練の実施、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進するとともに、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

さらに、就労や経済的支援以外にも、保護者の心や体の健康状態がよくないと、子どもへの影響があることから、保護者の心と体に寄り添う施策を推進します。

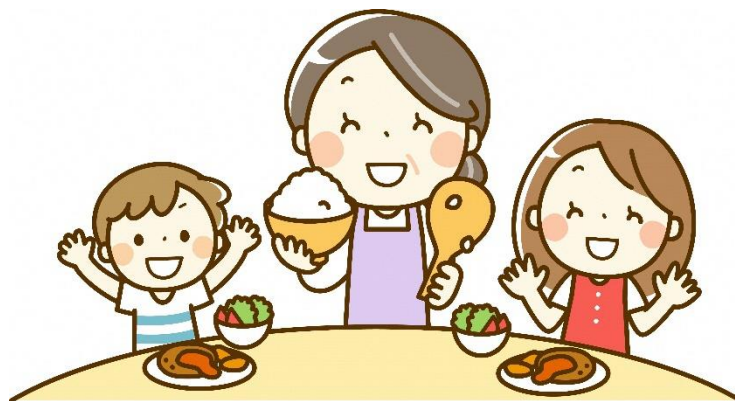
(4) 地域ぐるみでの応援（地域ぐるみの支援）

子どもの健全な成長を促すため、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活指導などを通じて子どもの孤立防止と見守りを行うことにより、子どもや保護者を支援することが必要です。

これらを踏まえ、支援を必要とする子どもや家庭の生活を支援するため、地域における見守り体制や地域での安心・安全ネットワークづくりのために必要な施策を推進します。

また、貧困の状態にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況が見られます。

これらを踏まえ、支援が届きにくい子どもや家庭を支援するため、子育てや家庭教育に関する情報提供や利用手続きの改善とサービスの周知について必要な施策を推進します。



3 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本目標 】

【 基本施策 】

子どもたちの権利と育ちを応援するまち
かめおか

基本目標1

子どもたちの
学 び を 応 援
(教 育 の 支 援)

(1) 生活困難世帯等への学習支援

(2) 生活困難世帯等への就学支援

(3) 相談支援体制の充実

基本目標2

子どもたちの生活の
安 定 を 応 援
(生 活 安 定 の 支 援)

(1) 妊産婦や乳幼児等のある家庭への支援

(2) 子どもの生活支援

(3) 子どもや子育てに関する相談支援

基本目標3

保護者の生活を応援
(保護者の就労の支援
及 び 経 済 的 支 援)

(1) 保護者に対する自立・就労支援

(2) ひとり親に対する自立・就労支援

(3) 支援を必要とする保護者への支援

(4) 支援を必要とするひとり親への支援

基本目標4

地域ぐるみでの応援
(地 域 ぐ る み の 支 援)

(1) 子どもの孤立防止と見守り支援

(2) 子育て世帯への情報提供

【 具体的施策 】

1	保育・幼児教育の充実	7	学びの場の提供	10	健康・体力づくり、食育の推進
2	食育の推進	8	命の大切さや子育ての意義などを学ぶ教育の推進	12	亀岡市地域未来塾
3	地域に開かれた教育・保育環境づくり	9	障がいへの理解・啓発の推進	25	生活困窮者自立支援事業子どもの学習・生活支援事業
4	保育所(園)・認可外保育施設・幼稚園・認定こども園・学校間の連携強化	19	特別支援教育就学奨励費負担など	23	生活保護制度に係る自立更正のための恵与金収入等の収入認定除外
13	キャリア教育	20	生活保護制度に係る高等学校等就学費	24	生活保護制度に係る進学準備給付金
14	進路指導・進路選択支援	21	生活保護制度に係る高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外		
18	小・中学校就学援助	22	生活保護制度に係る教育費		
5	障がいの早期発見・早期支援	11	児童生徒支援人材の配置	16	心の悩みに対する相談支援体制の充実
6	障がいのある子どもや家庭の相談体制の充実	15	教育相談	17	まなび・生活アドバイザー(京都式スクール・ソーシャル・ワーカー)の配置
1	乳児家庭全戸訪問事業	4	妊娠・出産支援事業	7	乳幼児健康診査などでの食育
2	利用者支援事業(母子保健型)子育て世代包括支援センター	5	陣痛タクシー事業		
3	母子保健地区担当保健師活動	6	養育支援訪問事業		
8	歯・口腔の健康管理	12	放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	16	子どもの養育支援事業
9	子育て短期支援事業(ショートステイ等)	13	子ども食堂支援事業	18	公営住宅への入居
10	保育の実施	14	ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業	19	母子生活支援施設への入所支援
11	保育サービスの実施	15	養育費に関する公正証書等作成促進事業		
17	ひとり親家庭相談	21	こども相談	23	福祉の相談窓口の充実
20	児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点	22	各種子育て相談の充実	24	重層的支援体制整備事業(移行準備事業)による相談支援
1	就業・再就職の支援	4	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	7	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
2	労働相談の実施	5	生活保護制度に係る就労自立給付金		
3	雇用安定事業	6	生活困窮者自立支援事業 就労準備支援事業		
8	自立支援教育訓練給付金の支給	11	母子・父子自立支援プログラムの策定	14	地域就労支援事業
9	高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の支給	12	ひとり親家庭自立支援センター事業		
10	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	13	ひとり親家庭等日常生活支援事業		
15	児童手当の支給	20	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	25	健(検)診・健康相談・健康教育
16	福祉貸付事業	21	子育て世帯の経済的負担の軽減	26	地域子育て支援拠点事業
17	生活困窮者自立支援事業自立相談支援事業	22	幼児教育・保育の無償化事業	27	ファミリーサポートセンター事業
18	生活困窮者自立支援事業住宅確保給付金	23	福祉のまちづくりの推進	28	利用者支援事業
19	生活困窮者自立支援事業家計改善事業	24	女性の相談室の充実		
29	児童扶養手当の支給	32	母子家庭奨学金	35	母子家庭人間ドック
30	ひとり親家庭医療費助成	33	母子父子寡婦福祉資金貸付制度		
31	母子・父子自立支援員による相談の充実	34	J R通勤定期乗車券割引証明書の交付		
1	地域における見守り体制の充実	2	地域での安心・安全ネットワークづくり	3	要保護児童対策地域協議会
4	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	5	家庭教育支援事業(子育て・親育講座)	6	利用手続きの改善とサービスの周知



施策の展開

本計画では、4つの基本目標における施策を推進することにより、基本理念である「子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか」を達成することを目指します。

1 4つの基本目標

(1) 子どもたちの学びを応援

子どもたちの夢や希望の実現のために、就学前から高校卒業までの子どもたちに必要な教育・学習・就学・相談支援を推進します。

(2) 子どもたちの生活の安定を応援

子どもたちの健全な成長のために、親の妊娠・出産期から子どもたちの成長段階に応じた健康管理、居場所づくり、子どもに関する相談体制の充実などを推進します。

(3) 保護者の生活を応援

親の生活の不安を解消し、収入や職業が安定することが、子どもの生活環境の安定につながることから、ひとり親など保護者の自立・就労支援を推進します。

また、子どもや親の日常生活の充実のために、支援を必要とする世帯に対する経済的支援をさらに推進します。

さらに、保護者の日常生活における不安解消と自立・就労支援を両立するために、心と体のケアを支援します。

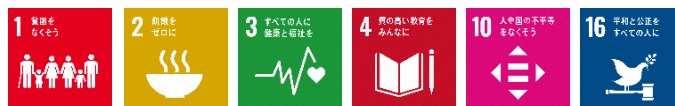
(4) 地域ぐるみでの応援

子どもや親の日常生活の充実のために、子育て世代への地域全体でのサポートや孤立防止や見守りなどを推進します。

また、支援を必要とする世帯に対して子育て情報や支援情報などの提供を行うことにより、社会的孤立に陥らない環境を推進します。

2 4つの基本目標に基づく施策の推進

(1) 子どもたちの学びを応援



【主な取り組み】

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
1	保育・幼児教育の充実	保育所、幼稚園などで質の高い保育・幼児教育が実施できるよう、保育士、幼稚園教諭の研修受講を促進し、保育・幼児教育の充実に努めます。	保 育 課
2	食育の推進	生きる上での基本となる食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、保育所などでの亀岡産野菜など新鮮な食材を使った給食の提供などを通して、食育を推進し、心身ともに豊かな子どもの成長を促進します。	保 育 課
3	地域に開かれた教育・保育環境づくり	(1) 各保育所や地域の状況に応じた高齢者や異年齢児間の交流を促進します。 (2) 保護者との定期的な懇談会の開催、学校・園だより、ホームページなどを通じた積極的な情報提供など、保護者や地域の人々の理解と協力を得られるような体制づくりを推進します。	保 育 課 学 校 教 育 課 保 育 課
4	保育所(園)・認可外保育施設・幼稚園・認定こども園・学校間の連携強化	(1) 保育所(園)及び認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小学校間との連携の強化に努めています。 (2) 保育施設などとの連携による保育サービスの実施に努めています。	学 校 教 育 課 保 育 課 保 育 課
5	障がいの早期発見・早期支援	(1) 乳幼児健診などにおいて、発達の遅れや障がいなどの早期発見を行い、希望者などには発達相談などを実施、必要時にはNP0など関係機関や医療機関を紹介し、早期療育などの支援につなげるよう努めています。 (2) 障がい福祉サービスの提供をはじめ、NP0など関係機関との連携により早期療育など支援体制の充実に努めます。	子育て支援課 障がい福祉課
6	障がいのある子どもや家庭の相談体制の充実	(1) 障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的・総合的に対応できる相談体制の充実に努めています。 (2) 花ノ木医療福祉センターなどと必要に応じて障がい児などに係る相談や連携を図っています。	障がい福祉課 子育て支援課
7	学びの場の提供	子どもの力を最大限に発揮できる学びの場の提供に努めています。	学 校 教 育 課
8	命の大切さや子育ての意義などを学ぶ教育の推進	(1) 体験学習や人権教育・道徳教育を通して、命のつながりやそのかけがえのなさに気づき、生命尊重の精神を培う機会を提供します。 (2) 中学校の家庭科において、家族・家庭の機能と子どもの成長にかかる教育の充実に努めます。	学 校 教 育 課
9	障がいへの理解・啓発の推進	(1) 特別支援教育の充実と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解の推進に努めています。	学 校 教 育 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
9	障がいへの理解・啓発 の推進	(2) 学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を深める指導の充実に努めています。	学 校 教 育 課
		(3) 保護者に対する保護者会や学校だよりなどを通じた理解を促す取り組みの推進に努めています。	学 校 教 育 課
10	健康・体力づくり、食育の 推進	(1) 自ら進んで運動に親しみ健康な生活を送ることができ、生涯を通じて運動に取り組むことができる資質の育成に努めています。	学 校 教 育 課
		(2) 食事や睡眠などの基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を進めています。	学 校 教 育 課
		(3) 望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることを目指した、学校の給食、地域団体との連携による調理実習の実施に努めています。	学 校 教 育 課
11	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行っています。	京 都 府
12	亀岡市地域未来塾	経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分に身についていないなど、学習が遅れがちな中学3年生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て無料の学習支援を行い、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	社 会 教 育 課
13	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	学 校 教 育 課
14	進路指導・進路選択支援	進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒に対して、家庭の状況や個々の課題などに対応した相談体制を構築し、要支援生徒が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援しています。	学 校 教 育 課
15	教育相談	子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めていきます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行うとともに、福祉部局、NPOなど関係機関との連携を行っています。	学 校 教 育 課
16	心の悩みに対する相談支 援体制の充実	子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーの配置による、子どもたちが抱える心の問題への早期対応・支援を実施に努めています。	京 都 府
17	まなび・生活アドバイザー (京都式スクール・ソーシ ャル・ワーカー)の配置	まなび・生活アドバイザー(京都式スクール・ソーシャル・ワーカー)を配置し、福祉部局などと連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	京 都 府
18	小・中学校就学援助	要保護及び準要保護世帯の児童・生徒に対し、児童・生徒の教育の機会均等の観点から、小・中学校の諸費用の一部を援助します。	学 校 教 育 課
19	特別支援教育就学奨励費 負担など	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。	学 校 教 育 課
20	生活保護制度に係る 高等学校等就学費	高等学校などに就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給しています。	地 域 福 祉 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
21	生活保護制度に係る 高校生等のアルバイト 収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校などに就学中の就学収入（アルバイトなど）について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度などから学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っています。	地 域 福 祉 課
22	生活保護制度に係る 教育費	義務教育に伴って必要な場合、基準額、教材代、学校給食費、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給します。	地 域 福 祉 課
23	生活保護制度に係る 自立更生のための恵与金 収入等の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害などによる補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加など、就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。	地 域 福 祉 課
24	生活保護制度に係る 進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。	地 域 福 祉 課
25	生活困窮者自立支援事業 子どもの学習・生活支援 事業	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。	地 域 福 祉 課



(2) 子どもたちの生活の安定を応援



【 主な取り組み 】

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。	子育て支援課
2	利用者支援事業(母子保健型) 子育て世代包括支援センター	保健センターに子育て世代包括支援センターBCome（ビーカム）を設置しており、妊娠期からの切れ目ない支援をめざし、妊娠届出時に保健師などが全数面接を行い、関係づくりと支援を要する妊婦の把握を実施しています。 また、支援が必要な妊産婦に対してもれなく継続的な支援に努めています。	子育て支援課
3	母子保健地区担当保健師活動	妊産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問などにより継続的な支援を行うとともに、適宜関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	子育て支援課
4	妊娠・出産支援事業	妊娠期・産後の相談支援を充実します。家族などから十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対して、産後ケア事業などを実施しています。	子育て支援課
5	陣痛タクシー事業	陣痛が起こった際に妊婦の自宅などから病院までの出産入院に係るタクシー利用について、無料で利用できる陣痛タクシー事業を実施しています。	子育て支援課
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師などが計画的・継続的に訪問支援などを行っています。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、適宜関係機関と連携した取組を進めています。	子育て支援課
7	乳幼児健康診査などでの食育	乳幼児健康診査時に、望ましい食習慣の啓発を行います。また、希望者には個別相談を行います。4か月・11か月児健康診査では離乳食についての講話や離乳食モデルの展示、1歳6か月・3歳6か月児健康診査では幼児食のフードモデルの展示やおやつの量・選び方・飲料水内の糖分量などのパンフレットの配布、情報提供などを行います。	子育て支援課
8	歯・口腔の健康管理	歯科健診を行うとともに口腔ケア・歯・歯周病などについての正しい知識の普及啓発や口腔疾患が全身疾患に及ぼす影響についての情報提供に努めています。	子育て支援課 保育課 学校教育課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	保護者が病気や就労などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事などにより、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	子 育 て 支 援 課
10	保育の実施	保護者の就労などにより保育が必要な児童への保育を実施しています。	保 育 課
11	保育サービスの実施	保護者の就労形態や児童の状況に応じて、一時保育や延長保育・休日保育・病児保育など、多様な保育サービスを実施しています。	保 育 課
12	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の余裕教室などを活用して放課後児童会を開設しています。	社 会 教 育 課
13	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。	京 都 府
14	ひとり親家庭のこどもの 居場所づくり事業	ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することにより、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や学習習慣の定着と生活習慣の確立を図ると共に、ひとり親家庭の親への学び直しを支援することにより、親の自立の促進を図ります。	京 都 府
15	養育費に関する公正証書等作成促進事業	ひとり親世帯の生活困窮の一因となっている子どものための養育費の不払い解消を図るため、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、公正証書等作成にかかる本人負担費用を補助しています。	子 育 て 支 援 課
16	子どもの養育支援事業	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時などにチラシを配布しています。	子 育 て 支 援 課
17	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を中心に関係部局、NPOなど関係機関と連携を図り、地域の民生委員児童委員・主任児童委員の協力を得ながら、ひとり親家庭に対する相談・支援の充実を図ります。	子 育 て 支 援 課
18	公営住宅への入居	市営住宅条例の申込資格の全ての条件を満たし、かつ母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けている母子・父子世帯に対し、低廉な家賃の市営住宅を提供します(募集期間内に申込必要。申込者多数のときは抽選。)	建 築 住 宅 課
19	母子生活支援施設への 入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	子 育 て 支 援 課
20	児童家庭相談事業・子ども 家庭総合支援拠点	家庭児童相談室を機能強化し、子ども家庭総合支援拠点を設置しています。家庭相談員が地域の子どもの家庭の相談、支援、連携を図ります。	子 育 て 支 援 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
21	こども相談	18歳未満の児童及び家庭の相談を家庭児童相談室（児童家庭相談事業・子ども家庭総合支援拠点）で実施しています。	子育て支援課
22	各種子育て相談の充実	（１）子育て支援課をはじめとした各分野の行政窓口、保育所、子育て支援センターなどの関係機関における電話や電子メール、窓口などによる子育て相談体制の充実に努めています。	子育て支援課 保 育 課 社 会 教 育 課
		（２）妊娠期から出産・子育て期までの悩みや相談について、子育て世代包括支援センター（保健センター）において、きめ細かく切れ目のない相談支援の充実に努めています。	子育て支援課
		（３）関係各課や各種団体などとの連携強化による、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談対応を実施します。	子育て支援課 保 育 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
23	福祉の相談窓口の充実	令和2年度から「福祉なんでも相談窓口」を開設しています。窓口では、生活困窮や介護、子育て、ひきこもりなどの福祉に関わる様々な困りごとに対し、相談者の話を十分に聞き取り、課題を整理する中で、各関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	地 域 福 祉 課
24	重層的支援体制整備事業（移行準備事業）による相談支援	令和3年度から移行準備事業に取り組んでいます。生活困窮や介護、障がい、子育て、ひきこもりなど複雑複合化した相談に「福祉なんでも相談窓口」を多機関協働の中核機関として各関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。	地 域 福 祉 課



(3) 保護者の生活を応援



【 主な取り組み 】

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
1	就業・再就職の支援	(1) 関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性などを対象とした就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座セミナーの実施を行っています。	京 都 府
		(2) 企業や事業主に対する子育てをしながら就労を希望する女性の雇用・再雇用についての理解と啓発を推進しています。	商 工 観 光 課
2	労働相談の実施	関係機関との連携による、就職相談や職場環境など労働問題全般に関する相談への対応に努めています。	商 工 観 光 課
3	雇用安定事業	労働環境が変化していく中で、雇用する側、雇用される側の両者のニーズに答えられるセミナーを開催し、市内雇用の安定、促進が図られるよう努めます。	商 工 観 光 課
4	仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発	男女共同参画の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現を促進に努めています。	人 権 啓 発 課
5	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたことなどにより、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	地 域 福 祉 課
6	生活困窮者自立支援事業 就労準備支援事業	就労意欲がありながら様々な就労阻害要因があり雇用による就労が困難な人に対しては「就労準備支援事業」による支援を実施しています。 事業の実施については全国手話研修センターと京都自立就労サポートセンターと委託契約を結んでおり、具体的にはそれぞれの状況を確認したうえで利用できる「職場見学」や「実践型の就労体験」などの一般就労に移る前段階の就労に必要な知識の習得や、「スキルアップ」、「生活習慣の改善に向けたプログラム」を準備しています。	地 域 福 祉 課
7	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。	地 域 福 祉 課
8	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子 育 て 支 援 課
9	高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士などの資格を取得するために養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。また、養成カリキュラムを終了した際には、一時金を支給しています。	子 育 て 支 援 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
10	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又はその子どもで、より良い条件での就職や転職を希望する方が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給しています。	京 都 府
11	母子・父子自立支援プログラムの策定	個々のひとり親家庭の方の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、継続的な自立・就労支援を行います。	京 都 府
12	ひとり親家庭自立支援センター事業	ひとり親家庭の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士などのアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	京 都 府
13	ひとり親家庭等日常生活支援事業	保護者が仕事や疾病などで児童の養育が困難な時などに、家庭支援員を派遣して、家事や保育を手伝ったり、必要に応じて子どもを預かります。	京 都 府
14	地域就労支援事業	ひとり親家庭の親などで就労困難者に対し就労支援を行います。引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組んでいます。	商 工 観 光 課
15	児童手当の支給	子育て家庭などにおける生活の安定と、これからの社会を担う児童の健やかな成長のために、中学3年生までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。	子 育 て 支 援 課
16	福祉貸付事業	(1) 生活福祉資金貸付事業：亀岡市社会福祉協議会において、低所得者、障がい者又は高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度を実施しています。 貸付限度額：50,000円以内（無利子・無担保）、償還期間：1年以内（据置2ヵ月以内）	社会福祉協議会
		(2) 「くらしの資金」貸付金：夏期及び年末におけるくらしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために必要な資金を貸与しています。 貸付限度額：50,000円以内（無利子・無担保）、償還期間：1年以内（据置2ヵ月以内）	地 域 福 祉 課
		(3) 母子福祉団体小口資金貸付：母子世帯及び寡婦に対し、生活の安定のため必要な小口資金の貸付を行います。（所得制限なし、資金の中には限度額有り）	京都府母子寡婦福祉連合会
17	生活困窮者自立支援事業 自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	地 域 福 祉 課
18	生活困窮者自立支援事業 住居確保給付金	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給しています。	地 域 福 祉 課
19	生活困窮者自立支援事業 家計改善支援事業	日本ファイナンシャルプランナーズ協会と委託契約を結び、ファイナンシャルプランナーが生活困窮者に対して、家計の状況の分析や収入に見合った支出の見直しなど生活困窮者の家計の見直しを手助けし、家計の管理能力向上を支援します。	地 域 福 祉 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
20	障がいのある子どもの経済的負担の軽減	特別児童扶養手当などの各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成、児童通所支援などによる障がいのある子どもやその家庭の経済的負担の軽減に努めています。	障がい福祉課
21	子育て世帯の経済的負担の軽減	(1) 子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育(3歳児～5歳児)にかかる利用料無償化や多子世帯の経済的負担の軽減に努めています。	保 育 課
		(2) 子育て世帯の増加と負担軽減をめざすための、幼児教育・保育(3歳児～5歳児)にかかる低所得者の副食費無償化を進めています。	保 育 課
22	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料(利用料)を無償化しています。	保 育 課
23	福祉のまちづくりの推進	「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域のつながりや関係課、各関係機関との連携により地域の福祉課題に対し長期的、継続的な支援を実現し、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人などすべての人が安心して暮らせるまちづくりのための取組を進めます。	地 域 福 祉 課
24	女性の相談室の充実	一般相談と専門相談(法律相談、フェミニストカウンセリング)を実施し、支援を必要としている人を必要な相談窓口へつなげるよう情報提供を行います。	人 権 啓 発 課
25	健(検)診・健康相談・健康教育	体や心などの病気の予防や健康づくりの相談や情報提供を行い、安心できる生活を支援します。	健 康 増 進 課
26	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施しています。	子 育 て 支 援 課
27	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業を実施しています。	子 育 て 支 援 課
28	利用者支援事業	子ども及びその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係する部署との連絡調整などを実施する事業を実施しています。	子 育 て 支 援 課
29	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の児童や母又は父が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立支援の促進のため、児童の父母や父母に代わって児童を養育している方に児童扶養手当を支給しています。	子 育 て 支 援 課
30	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持及び増進を図るため、ひとり親家庭の親と児童が医療機関で受診された際に、窓口で支払われる医療費(医療保険の自己負担額)を助成しています。	子 育 て 支 援 課
31	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	子 育 て 支 援 課
32	母子家庭奨学金	母子家庭の母が児童(乳児から高校生)を養育しているときに母子家庭奨学金を支給しています。亀岡市は、広報や受付事務などを実施しています。	子 育 て 支 援 課

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
33	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉のために、無利子又は低金利で児童の修学に必要な資金の貸付を行っています。	京 都 府
34	JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者の世帯について、J R通勤定期乗車券が3割引になる資格証明書・購入証明書を交付しています。	子 育 て 支 援 課
35	母子家庭人間ドック	仕事・家庭・子どもの教育などあらゆる面で課題を抱える母子家庭の母親の健康管理の一助として、京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都府支部のご厚意により、半日の人間ドック（健診）を実施しています。	京 都 府



(4) 地域ぐるみでの応援



【 主な取り組み 】

施策 NO	事業名等	事業の概要等	取組主体
1	地域における見守り体制の充実	(1) こども宅食事業を実施しています。子どもの生活環境に大きな影響を及ぼしているコロナ禍において、食材や食品などの宅配を通じて、子どもの状況を継続的に把握し、子どもたちの健全な成長を支援します。	子育て支援課
		(2) 地域をあげて子どもたちを見守る取り組みに努めています。	教育総務課
		(3) 青少年育成指導員などによる定期的な巡回指導などの実施による、青少年の問題行動などの未然防止に努めます。	子育て支援課
2	地域での安心・安全ネットワークづくり	(1) 保護者、学校、地域住民、警察、NPOなど関係機関が連携して実施する、子どもの安全確保のためのパトロール活動や校区単位で取り組む「安全マップ」の作成の推進に努めています。	各小・中学校 独自の取り組み
		(2) 子どもが巻き込まれた不審者情報などを学校・園・保護者などに速やかに伝達できる情報の共有化と迅速な対応の促進に努めています。	学校教育課
3	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「亀岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	子育て支援課
4	子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	(1) 広報誌やパンフレット、ホームページなど多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を提供に努めています。	子育て支援課
		(2) 各種手続きや保育・教育関連事業・施設に関する情報などを記載した子育てハンドブックなどを作成・配布に努めています。	子育て支援課
		(3) 母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査などの機会を活用した、子育てに関する情報提供や相談支援に努めています。	子育て支援課
		(4) 子育て不安の軽減や保護者支援などが必要な保護者を対象に、子育てに関する教室・講座を開催に努めています。	子育て支援課
5	家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座)	保護者、親子、子育てに関心がある市民を対象として、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会や、親子の心のふれあいを大切にしたい読み聞かせなど、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした講座を開催します。	社会教育課
6	利用手続きの改善とサービスの周知	子育て支援サービスの利用にかかる手続きの簡素化と受付窓口の一元化に努めています。	子育て支援課 保育課
		広報誌や健康診査会場等での告知、ホームページなどの活用による制度の広報・周知による、情報不足などのために十分に利用されていない制度・サービスの活用促進に努めています。	子育て支援課 保育課

3 目標指標

本市では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が示す指標を踏まえ、具体的な施策の展開と整合を図り、基本目標ごとに目標指標を設定します。

【基本目標1 子どもたちの学びを応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）	説明								
①亀岡市地域未来塾の実施時間	中学3年生 275時間	中学3年生 530時間	大学生等の協力による無料の学習支援の実施状況が分かります。								
②学力の向上	京都府学力診断テスト <table><tr><td>正答率</td><td>割合</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>74.3%</td></tr></table> （割合の数は、平成29年度から令和3年度の各学年の平均値）	正答率	割合	50%以上	74.3%	京都府学力診断テスト <table><tr><td>正答率</td><td>割合</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>79.3%</td></tr></table> （割合の数は、各学年の平均値）	正答率	割合	50%以上	79.3%	学力定着の状況が分かります。 ※正答率・・・テストにおいて、1人の児童生徒が正答した割合
正答率	割合										
50%以上	74.3%										
正答率	割合										
50%以上	79.3%										
③勤労体験的教育の取組校	48%	100%	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育の状況が分かります。								

【基本目標2 子どもたちの生活の安定を応援】

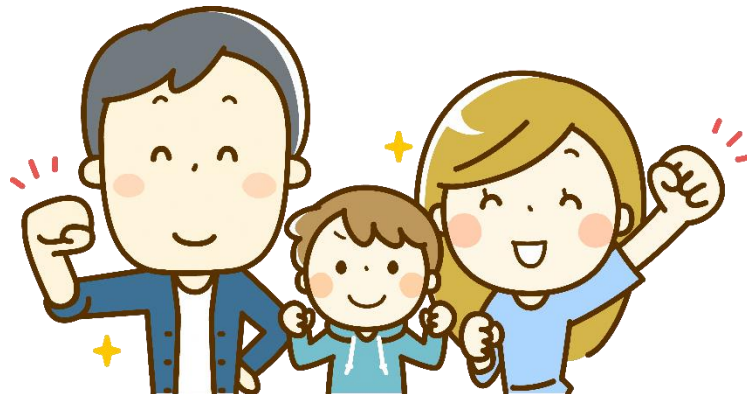
目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）	説明
①乳児家庭訪問全戸訪問の訪問率	85%	100%	乳児家庭の全戸訪問への取組の実施状況が分かります。
②妊娠応援プランの作成率	58%	80%	子育て世代包括支援センターにおいて早期に保護者と繋がる相談支援状況が分かります。
③虫歯の無い3歳半の幼児の割合	80%	90%	子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を量る指標となります。
④養育支援訪問の件数	75件	150件	養育支援訪問の実施状況が分かります。
⑤保育所入所待ちの解消	135人	0人	保育ニーズの充足状況が分かります。

【 基本目標 3 保護者の生活を応援 】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）	説明
①家計改善支援事業の改善率(生活困窮世帯)	38%	65%	生活困窮世帯などの家計の改善状況が分かります。
②ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動件数	929件	1,200件	一時的に児童の預かりなどを行う相互援助活動の件数により、子育て世代への育児サポート状況が分かります。
③公正証書等により養育費の取決めをしている割合	20% (令和3年度)	25%	ひとり親家庭の家計負担の軽減状況が分かります。
④ひとり親家庭への総合的な支援のための相談体制の充実	整備	構築	ひとり親家庭に対する総合的な相談支援体制を構築します。

【 基本目標 4 地域ぐるみでの応援 】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）	説明
①家庭相談受付件数	299件	420件	地域の見守りや家庭からの子育てに係る相談により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応につながります。
②地域における見守り体制の構築(こども食堂、居場所、こども宅食、学習支援等)	整備	構築	子どもを地域で見守り、育成する体制を構築します。



4 子供の貧困に関する指標比較表

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
1	生活保護世帯の 子供の高等学校 等進学率	100%	94.5%	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期 課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校 高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等 課程の入学人数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
2	生活保護世帯の 子供の高等学校 等中退率	3.6%	6.3%	4.1%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高 等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
3	生活保護世帯の 子供の大学等進 学率	35.3%	44.1%	36.0%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校 高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課 程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発 施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課 程）、各種学校への進学者数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
4	児童養護施設の 子供の進学率(中 学校卒業後)	—	100%	95.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専 修学校等に進学している者の数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はある が、それ以下の市町村単位の数値は不明。
5	児童養護施設の 子供の進学率(高 等学校卒業後)	—	63%	30.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高 等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了し た者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級し た者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への 進学者数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はある が、それ以下の市町村単位の数値は不明。
6	ひとり親家庭の 子供の就園率(保 育所・幼稚園等)	—	母子 85.3% 父子 81.3%	81.7%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単 位ではデータ抽出していないので数値不明。
7	ひとり親家庭の 子供の進学率(中 学校卒業後)	—	—	95.9%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：高等学校、高等専門学校在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単 位ではデータ抽出していないので数値不明。
8	ひとり親家庭の 子供の進学率(高 等学校卒業後)	—	母子 65.3% 父子 63.2%	58.5%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単 位ではデータ抽出していないので数値は不明。
9	全世帯の子供の 高等学校中退率	—	1.0%	1.4%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 平成30年度調査 市：文部科学省調査のため、都道府県単位の数値はある が、それ以下の市町村単位の数値は不明。
10	全世帯の子供の 高等学校中退者 数	—	750 人	48,594 人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関す る調査 （平成30年度調査） 市：文部科学省調査は、都道府県単位の数値はあるが、そ れ以下の市町村単位の数値は不明。
11	S S Wによる対 応実績のある学 校の割合（小学 校）	100%	100%	50.9%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある小 学校の数
12	S S Wによる対 応実績のある学 校の割合（中学 校）	100%	100%	58.4%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある中 学校の数

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
13	ＳＣの配置率(小 学校)(巡回派遣 校含む)	100%	100%	67.6%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したＳＣが配置された小学校の数
14	ＳＣの配置率(中 学校)(巡回派遣 校含む)	100%	100%	89.0%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したＳＳＷによる対応実績のある中 学校の数
15	就学援助制度に 関する周知状況 (入学時及び毎 年度の進級時に 学校で就学援助 制度の書類を配 布している市町 村の割合)	100%	62.5%	65.6%	平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェク トチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配 付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学 援助制度の書類を配付している」と回答した市町村 数 市：平成29年度上記調査において、「どちらも配布してい る」と回答。
16	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給の実施 状況(小学校)	100%	48.0%	47.2%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェク トチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」 と回答。
17	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給の実施 状況(中学校)	100%	52.0%	56.8%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェク トチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」 と回答。
18	高等教育の修学 支援新制度の利 用者数(学校種 別)	—	—	—	高等学校の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減 免)を当該年度において利用した者の数 ※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より 開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省 調べ)
19	滞納経験(電気・ ガス・水道)ひと り親世帯	電気 8.8% ガス 9.3% 水道 10.7%	—	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%	生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調 査 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
20	滞納経験(電気・ ガス・水道)子供 のいる全世帯	電気 3.5% ガス 3.3% 水道 4.2%	—	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調 査 分母：子供がいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度子ども生活状況調査
21	過去1年の食料 困窮経験及び衣 服が買えない経 験(ひとり親世 帯)	食品 19.6% 衣服 26.6%	—	食品 34.9% 衣服 39.7%	生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調 査 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあっ た」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
22	過去1年の食料 困窮経験及び衣 服が買えない経 験(子供のいる全 世帯)	食品 10.9% 衣服 15.5%	—	食品 16.9% 衣服 20.9%	生活と支え合いに関する調査(特別集計)：平成29年度調 査 分母：子供がいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあっ た」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
23	子供がある世帯 の世帯員で頼れ る人が必要であ るがいないと答 えた人の割合(ひ とり親世帯)	相談 2.8% お金援助 14.4%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	生活と支えあいにに関する調査(特別集計)：平成29年度調 査 分母：個人票の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属す る個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注)等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得 (世帯人員数を勘案した世帯所得)の低い方から高い方に 並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したも ので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位…… 第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分 所得について調査。 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査 ※1：生活困難層で「頼れる人がいない」の割合
24	子供がある世帯 の世帯員で頼れ る人が必要であ るがいないと答 えた人の割合(等 価世帯所得第1 ～3十分位)	相談 6.1% お金援助 20.7% ※1	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
25	ひとり親家庭の 親の就業率(母子 家庭)	—	89.3%	80.8%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
26	ひとり親家庭の 親の就業率(父子 家庭)	—	92.9%	88.1%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
27	ひとり親家庭の 親の正規の職員・ 従業員の割合(母 子世帯)	—	39.6%	44.4%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
28	ひとり親家庭の 親の正規の職員・ 従業員の割合(父 子世帯)	—	60.5%	69.4%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
29	子供の貧困率(国 民生活基礎調査)	11.2%	—	13.9%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子供の数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査。上記国の調査に係る算出要件と違うことに留意。
30	子供の貧困率(全 国消費実態調査)	—	—	7.9%	平成26年全国消費実態調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子供の数
31	ひとり親世帯の 貧困率(国民生活 基礎調査)	—	—	50.8%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子供のいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
32	ひとり親世帯の 貧困率(全国消費 実態調査)	—	—	47.7%	平成26年全国消費実態調査 分母：大人（18歳以上）一人と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯の世帯員数
33	ひとり親家庭の うち養育費につ いての取決めを している割合(母 子世帯)	—	—	42.9%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
34	ひとり親家庭の うち養育費につ いての取決めを している割合(父 子世帯)	—	—	20.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
35	ひとり親家庭で 養育費を受け取 っていない子供 の割合（母子世 帯）	—	—	69.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：母子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
36	ひとり親家庭で 養育費を受け取 っていない子供 の割合（父子世 帯）	—	—	90.2%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：父子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

1 用語説明

【あ行】

NPO法人

NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。
「NPO法人」という場合は、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

【か行】

亀岡市子どもの権利条例

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の責務について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的として、平成 31 年 4 月 1 日から施行された条例。子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画の策定等について規定しています。

基本的な生活習慣

生活習慣のうち、主に食事、排せつ、睡眠、着脱衣に関するものをいいます。

キャリア教育

生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中でも自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育のことをいいます。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業のことです。一定期間入所するショートステイ事業と一定期間通所するトワイライトステイ事業があります。

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、専門的な相談対応や必要な調査、ソーシャルワーク業務等を行うことを目的として市区町村が設置する拠点。

子ども食堂

子どもたちの食の支援、居場所の支援等を目的に、市民団体などが無料または低額で食事を提供するボランティア活動またはその場所をいいます。食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や居場所提供等を併せて行っている子ども食堂もあります。

子育て世代包括支援センター（BCome）

母子保健法により市町村が設置するセンターで、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点です。

本市では、BCome（びーかむ）と称し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるため、一人ひとりの不安や悩みに合わせた相談や情報提供を行います。妊娠中、産後の人、18歳までの子どもがいる家庭が対象です。相談などは無料です。

【さ行】

児童虐待

保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことです。

児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効となりました。日本は1994年に批准しました。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

重層的支援体制整備事業

既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

社会福祉協議会

社会福祉法第109条に位置付けられた社会福祉法人。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的として、市民の協力によって運営されています。

就学援助

経済的な理由により就学が困難な子どもたちの保護者に対して、援助を行い、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度。

就労自立給付金

生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して給付金を支給するものをいいます。

自立就労サポートセンター

長期間離職されている方や、様々な理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施します。

スクールカウンセラー

子どもや保護者の心のケアを行う専門家。臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有します。

スクールソーシャルワーカー（まなび・生活アドバイザー）

学校現場における福祉関係の専門家。教員と協働し、ニーズのある家庭を福祉施策につなぐ等の家庭支援を行います。

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業など専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活福祉資金貸付

所得が一定水準以下の世帯等を対象とした、低利または無利子の資金貸付です。

生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費等に困り、ほかに方法がないときは一定の条件により、援助が受けられる制度です。

【た行】

地域子育て支援拠点

事業地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。

乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の成長発達の確認と子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことです。

認可外保育施設

認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。

【は行】

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。保育の必要性の認定保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定することです。

病児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭のことをいいます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後に預かり、健全な育成を行う事業です。児童福祉法第6条の3第2項において、放課後児童健全育成事業として定められている事業で、社会福祉法では第二種社会福祉事業の1つとされています。

【ま行】

まなび・生活アドバイザー

福祉関係機関等とのネットワークを構築することで児童生徒の環境を改善し、社会的自立につなげる人です。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。

【ら行】

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。

2 亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱

令和2年12月17日

告示第218号

(設置)

第1条 全ての子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を図るための指針となる亀岡市子どもの貧困対策計画を策定するにあたり、幅広い意見を求めるため、亀岡市子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 子どもの貧困対策計画策定に係る意見の交換
- (2) その他子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、子育てに関する有識者、関係行政機関の職員等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 亀岡市子どもの貧困対策会議 委員名簿

(敬称略)

	分野	所属団体名	委員名
1	子育て支援団体等	亀岡市子育て支援センター	センター長 金田爾子
2		亀岡市母子寡婦福祉会	会長 奥村 加代
3		亀岡市民間保育園長会	千代川こども園 園長 橘 晴子
4		NPO 亀岡人権交流センター	理事長 杜 恵美子
5	教育機関	亀岡市立小学校長会	蒔田野小学校 校長 鶴尾 直広
6		亀岡市立中学校長会	亀岡中学校 校長 白波瀬 和彦
7	有識者	大阪府立大学	教授 山野 則子
8		同志社大学	教授 埋橋 孝文
9	行政	京都府南丹保健所	福祉課長 保城 幹雄

任期：令和2年12月17日～令和4年12月16日（2年間）

4 計画策定の経緯

亀岡市子どもの貧困対策会議開催・審議などの状況

年度	会議等	開催日（実施日）	主な議題
令和2年度	調査	令和2年8月18日～ 令和2年8月28日	亀岡市子どもの生活状況調査
	第1回	令和2年12月17日（木）	○子どもの生活状況調査について ○施策の実施状況について ○子どもの貧困対策計画素案について ○計画の策定スケジュールについて
令和3年度	第1回	令和3年7月20日（火）	○前回会議の課題について ○亀岡市の子どもと家庭の状況について ○計画の理念、基本目標について
	第2回	令和3年10月14日（木）	○基本理念、施策の体系について ○施策の展開、計画の目標数値について ○子どもの貧困に関する指標比較について
	第3回	令和4年3月8日（火） （書面会議）	○パブリックコメントの実施結果について ○亀岡市子どもの貧困対策推進プラン（最終案）について

亀岡市子どもの貧困対策推進プラン

令和4年3月

発行 亀岡市

編集 亀岡市 こども未来部 子育て支援課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL：0771-22-3131（代表）

FAX：0771-25-5128

